## 議案第44号

おいらせ町情報公開条例及びおいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

おいらせ町情報公開条例及びおいらせ町個人情報保護条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年9月4日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)並びに行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)の施行に伴い、情報公開等に関し必要となる規定の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町情報公開条例及びおいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(おいらせ町情報公開条例の一部改正)

第1条 おいらせ町情報公開条例(平成18年おいらせ町条例第8号) の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

(おいらせ町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 おいらせ町個人情報保護条例(平成18年おいらせ町条例第9号)の一部を次のように改正する。

「使用」を「利用」に、「き損」を「毀損」に改める。

第2条第1号中「個人に関する情報」の前に「生存する」を加え、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。以下同じ。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものと含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第8号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ

ては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を10号とし、第7号を第9号とし、第6号中「独立行政法人をいう。」を「地方独立行政法人をいう。」に改め、同号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号中「第26条の3」を「第26条の2」に改め、同号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。
  - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供する ために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当 該特定の個人を識別することができるもの
  - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号 の次に次の1号を加える。

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 第7条第2項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に、 「当該個人情報」を「当該要配慮個人情報」に改め、第1号及び第 2号を削る。

第10条第3項中「これ」を「、これ」に改める。

第15条第3号中「、開示することにより」の前に「、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが」を加え、次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ること ができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する ことが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第15条第4号中「法人その他の団体(町、国、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年 法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。 以下同じ。)、町以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。 以下「法人等」という。)」を「法人等」に改める。

第16条第2項中「情報を除くこと」を「記述等及び個人識別符号の部分を除くこと」に、「当該情報を除いた情報」を「当該部分を除いた部分」に改める。

第19条第6項中「すべて」を「全て」に改め、同条第7項第2 号中「とき。」を「場合」に改める。

第20条第1項中「開示決定等」を「前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)」に、同条第2項中「開示決定」を「前条第1項の決定(以下「開示決定」という。)」に、同条第3項中「前条第1項の決定(以下「開示決定」という。)」を「開示決定」に改める。

第24条の見出しを「訂正・利用停止請求」に改め、同条第1項中「含む、以下」を「含む。以下」に改め、「(以下「訂正等」という。)」を削り、同項第1号中「、追加又は削除」を削り、同項第2号中「違反して保有」を「違反して収集」に、「削除」を「消去」に改め、同項第3号中「実施機関が」を「実施機関により」に改め、同項第5号中「番号法第19条」を「第8条の3」に改め、同条第2項中「訂正・利用停止請求」を「訂正又は利用停止の請求(以下「訂正・利用停止請求」という。)」に改める。

第25条第2項中「訂正等」を「訂正」に改める。

第26条第5項中「訂正・利用停止の請求」を「訂正・利用停止 請求」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第6項中「訂正・利用 停止の請求」を「訂正・利用停止請求」に改め、同項第2号中「と き。」を「場合」に改める。

第26条の2見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中 「訂正等」を「訂正」に改める。

第27条第1項第3号中「訂正等」を「訂正」に改め、同号の次 に次の1号を加える。 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

第30条第1項中「前条」の次に「第3項」を加え、同条第4項 中「是正の」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (おいらせ町個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正後のおいらせ町個人情報保護条例 (以下「改正後条例」という。)第2条第7号に規定する実施機関が 保有している個人情報であって、改正後条例第2条第3号に規定す る要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第6条第2項の 規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらか じめ」とあるのは、「現に行っているときは、おいらせ町情報公開条 例及びおいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 29年おいらせ町条例第 号)の施行後遅滞なく」とする。